

国民健康保険の現状について

②～医療費と国民健康保険税の関係～

国民健康保険の一人当たりの医療費は、(表1)のように毎年増加しています。

(表1)一人当たりの医療費

年 度	一人当たりの医療費
平成15年度	303,067円
平成16年度	307,655円
平成17年度	317,579円
平成18年度	327,885円
平成19年度 (予想)	334,954円

(表2)単年度収支

年 度	単年度収支
平成15年度	61,202,603円
平成16年度	▲117,355,636円
平成17年度	▲97,167,479円
平成18年度	▲22,355,000円
平成19年度 (予想)	▲465,041,000円

また、単年度収支で見た場合は(表2)のように平成16年度から赤字になっており、基金からの繰入や、前年度からの繰越金などで対応している状態になっています(一般会計からの赤字繰入はありません)。

このような状況において、国民健康保険税の税率は過去5年以上変更がないため、増え続ける医療費に対応できず国民健康保険の運営は非常に厳しい状態になっているのが現状です。

今後においても医療費は加入者の所得構造や年齢構成の変化、医療技術の高度化などにより増加していくことが予測される状況であるため、特定健康診査を受診し生活習慣病の予防対策をしたり、同じ病気で複数の医療機関を掛け持ちしないなど、医療費の節約のために適正な受診に心がけることが大切です。

なお、国民健康保険税は、医療費全体から病院などで支払う一部負担金と国などからの補助金を差し引いた金額が、国民健康保険税の必要額となり、その必要額に対して税率を決定することになります。国民健康保険税は、社会保障の柱である相互扶助と受益者負担の原則においても、今後の医療費を推計し、適正な税率を設定する必要があります。

問い合わせ先

国民健康保険給付に関すること 保険年金課 ☎40-5558
国民健康保険税に関すること 税 務 課 ☎40-5554